

判定士だより



「判定士だより」は、神奈川県の判定士の皆さんに応急危険度判定に関する最新のニュースを提供することを目的に、年に1回、神奈川県建築物震後対策推進協議会（以下「協議会」という。）が発行しています。

目次	特集1 神奈川県建築物震後対策推進協議会15年の歩み	・・・ 1
	特集2 平成18年度応急危険度判定調査参集訓練・模擬訓練	・・・ 4
	Q & A 講習会での質問等に対する回答	・・・ 6
	協議会ニュース・県内各地の応急危険度判定訓練	・・・ 8
	インフォメーション・協議会ホームページのご案内	・・・ 10



特集1 神奈川県建築物震後対策推進協議会 15年の歩み

協議会は、昨年8月に発足から15周年を迎えました。そこで特集1では、これまでの協議会の活動等を踏まえ、15年の歩みをまとめてみました。

協議会の発足

県及び県内全市町村で組織する協議会は、地震により被災した建築物の危険性を判定する応急危険度判定制度等の適正な運用と連携を図ることにより、震災時における人的二次災害を防止し、県民生活の安定に役立つことを目的に、平成3年8月5日に創設されました。

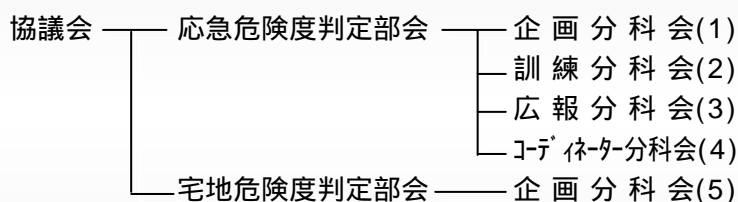
現在は、判定士の養成、模擬訓練の実施、判定士の災害補償、判定資機材の整備などの事業に取り組んでいます。

また、平成12年度からは被災宅地危険度判定推進協議会を吸収し、2つの判定制度の適正な運用を図っています。



協議会の構成

協議会には、その目的を円滑に遂行するために2つの部会を設置しています。また、部会の下に専門的事項を調査・検討するための5つの分科会を設置しています。



5つの分科会の主な役割は、(1)応急講習会の計画実施、(2)模擬訓練の計画実施、(3)判定士だよりの編集発行、(4)シナリオ演習の計画実施、(5)宅地講習会の計画実施です。



判定制度の内容

それぞれの部会が受け持つ判定制度の内容は次のとおりです。

区 分	応急危険度判定制度	被災宅地危険度判定制度
認定開始年月日	平成4年4月28日	平成11年1月1日
制度の目的	地震により被災した建築物の危険の度合いを応急的に判定	地震又は降雨等により被災した宅地の危険の度合いを応急的に判定
判定士目標登録数	10,000人(達成年度:平成13年度)	1,000人(達成年度:平成14年度)
判定士登録数 (平成18年3月末現在)	10,893人 うち民間 9,793人 行政 1,100人	1,505人 うち民間 214人 行政 1,291人

事業活動の記録

応急危険度判定士養成講習会の開催及び判定士の登録(平成4年度から)

協議会では、平成4年度から応急危険度判定士養成講習会を開催し、判定士の登録を開始しました。なお、平成9年度からは、登録更新者対象の講習会も併せて行い、判定士の養成を図っています。

また、平成10年度より、被災宅地危険度判定士養成講習会を開催し、判定士の登録を行っています。



判定士向け情報誌「判定士だより」の発行(平成5年度から)

地震対策に関する最新ニュースの提供や判定士の皆さんからのご質問等にお答えしながら、コミュニケーションを図っていくことを目的に平成5年度に「判定士だより」を創刊し、以降、毎年発行しています。

また、平成12年度からは協議会のホームページを開設し、最新情報の提供や情報の共有化など、ネットワークの整備に取り組んでいます。

(<http://www3.ocn.jp/~ka.singo/>)



模擬訓練等の実施(平成5年度から)

被災時に円滑かつ迅速に判定作業を進めるためには、日頃から実践的な訓練を行い、判定技術の向上を図っておくことが不可欠となっています。協議会では、平成5年度から既存建築物を利用した模擬訓練を毎年実施しています。これまでに木造で13回、RC造で2回、模擬訓練を実施し、延べ1,082名(うち民間判定士900名)の判定士の皆さんにご参加いただきました。

また、応急危険度判定コーディネーターの養成を目的に行政職員を対象としたシナリオ演習を平成11年度から行っています。



応急危険度判定認定制度

応急危険度判定士の認定制度は、平成3年に静岡県で始めて導入され、神奈川県では、翌年の平成4年から認定を開始しました。その後、他県で制度導入の動きがない中、平成7年に阪神・淡路大震災が発生し、日本で始めて応急危険度判定士による判定活動が実施されました。

この阪神・淡路大震災により、応急危険度判定制度の必要性が認識され、国から制度の導入に取り組むよう通達が出されたため、各都道府県において制度化が進められました。平成17年度末における神奈川県の応急危険度判定士数は、10,893名で、全国の総数98,277名の1割以上を占め、全国で第1位となっています。



今後の活動について

協議会で継続実施している事業には次のものがあります。

応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成・登録

応急危険度判定コーディネーターシナリオ演習の開催

応急危険度判定調査参集訓練・模擬訓練の実施

判定士会の運営

判定士の災害補償

判定資機材の整備

判定士だよりの編集発行

協議会ホームページの整備

全国協議会及び10都県協議会との活動連携

これら継続事業の他に、部会や分科会を通じて震後対策に必要なと思われる事項について、判定士の皆様のご意見・ご要望を参考に調査・検討していきたいと考えています。



15周年を迎えて



平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震は、戦後最大の地震被害となり、阪神・淡路大震災と名付けられました。また、平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震や平成17年3月20日に発生した福岡県西方沖地震などは人々の記憶に新しいところです。

神奈川県でも過去、何度もの地震による被害を受けておりますが、幸いなことに協議会発足以降、大きな地震は発生せず、判定士の皆さんに出動していただくような状況には至っておりません。

しかし、それだけにいつ大地震が起きてもお不思議ではないと言われており、このところ、県内各地域に影響を及ぼす大規模地震として「東海地震」や「南関東地震」、「県西部地震」などの地震発生が切迫性が懸念され、地震に対する危機感や緊張感が高まっています。

協議会では、この危機感や緊張感を継続して持ち続け、いざという時に判定士の皆さんに円滑な判定活動をお願いできるよう、実践的な模擬訓練の継続実施や連絡網の整備・充実に努めていきたいと考えています。

昔から「地震、雷、火事、親父」というように怖い物の代名詞の最初に地震があげられていますが、必要以上に恐れることはなく、有事の際に、判定士の皆さんが迅速かつ的確な判定活動が行えるよう県と市町村が連携を図り、震後対策の体制整備を着実に進めてまいりますので、今後とも皆さん方のご理解とご協力をお願いいたします。

協会では、毎年、判定士の皆さんと一体となって実践的な訓練を行っています。

平成18年度は、秦野市内の木造家屋が被災したとの想定で10月20日に伝達訓練、23日・24日の2日間にわたり参集・模擬訓練を実施しました。特集2では、民間判定士60名、行政職員判定士44名が参加したこの訓練の様を、判定の流れに沿って紹介します。

判定調査参集訓練・模擬訓練



供試体(建物)



供試体(建物)

1 判定士の支援要請伝達訓練

10月20日に、秦野市から神奈川県に判定士の派遣要請がなされ、県から各自治体に連絡がありました。各自治体は速やかに、参加する判定士に参集場所、時間等を連絡し、出勤の要請を行いました。

2 判定士の参集

訓練に参加する判定士は、秦野市保健福祉センターに参集しました。



3 受付

受付で、判定士の皆さんの健康状態を確認し、判定手帳と腕章を携帯しているかを確認し、受付簿に登録しました。



4 判定作業事前説明

コーディネーターにより、調査方法や判定作業の注意事項について説明がありました。



5 資機材の受取、移動

判定に必要な調査機材を受け取り、2人1組で、判定会場へ徒歩で向かいました。



6 判定作業

模擬訓練では、秦野市営住宅(木造平屋建て)の2棟を供試体として判定作業を行いました。判定作業の流れを実際の木造建築物の応急危険度判定作業の手順に沿って説明します。

建物概要の把握
(用途、構造、階数、建物寸法などを確認)



地図上の位置は、2人でしっかり確認しましょう。



落下危険物の調査・転倒危険物の調査



安全作業のために詳細調査の前に確認しましょう。



隣接建物、周囲地盤状況の把握



周囲の状況把握は安全な判定作業をする上でも重要です。



構造躯体の不同沈下の確認
基礎の被害の確認



建築物の1階の傾斜の確認

💡 建物の傾斜した側で作業すると危険ですよ。



壁の被害の確認 腐食・蟻害の有無の確認

💡 構造部材に注目して調査しましょう。



調査結果のまとめ、コメントの記入 判定標識の貼付

💡 コメントは調査表と同じものを記入しましょう。



調査機材の返却、報告 判定例の事後説明、講評 終了、解散



判定士の皆さん、大変お疲れ様でした。

判定結果の集計

判定結果集計表 (10月23日・24日 判定士 - 52組)

建築物名称	建 物			建 物		
想定判定結果	危険 (赤)			要注意 (黄)		
調査時の着目点	<ul style="list-style-type: none"> ・1階の傾斜1/20超 ・柱脚部の浮上り、基礎の被害 ・外壁材、窓ガラスの被害 			<ul style="list-style-type: none"> ・腐食・蟻害による一部欠損 ・1階の傾斜1/60以下 		
訓練判定結果 (判定標識)	調査済 (緑)	要注意 (黄)	危険 (赤)	調査済 (緑)	要注意 (黄)	危険 (赤)
	0組	0組	52組	10組	34組	8組
判定士が貼付した標識の主なコメント(要約)	<ul style="list-style-type: none"> ・外観調査のみ。ガラス・外壁落下の恐れあり。 ・建物の傾斜が著しく、倒壊の危険あり。 ・倒壊の危険有り。ガラス破損落下危険有り。 			<ul style="list-style-type: none"> ・一部柱、土台に腐食が著しく危険である。 ・蟻害による腐食有り。危険です。 ・外観のみ調査。蟻害による土台の損傷 		

訓練参加者の感想等

3~5年に1回程度、模擬訓練を義務づけしたらよいのでは。自分たちの回答と参考回答との違いが分かり、大変勉強になる。木造以外の訓練も行いたい。必要な訓練であると思います。今後も機会があれば参加したいと思います。応急危険度判定士には必要な訓練だと思いました。一度でも経験している、いないで実際の活動に対しての心構えが違ってくると思いますので、なるべく多くの方に受講してほしいと思います。



総 評

建物 の想定判定結果は「危険(赤)」であり、皆さんの判定結果と一致しました。建物 の判定結果は「要注意(黄)」を想定していましたが、ばらつきが見られました。建物の老朽化による腐食・蟻害の評価の判断で見解が分かれたようです。傾斜の著しい建物 の調査中、2人で建物内部に入り内観調査をしている状況が見受けられましたが、被害の程度が大きい場合は、状況に応じて1名が監視役を行うなどの工夫を行い、作業の安全確保に努めましょう。



平成18年度応急危険度判定講習会において受講者からいただいたご質問のうち、複数の質問があった項目について回答いたします。また、これまでのご質問やご意見等については、協議会ホームページをご参照ください。
 (<http://www3.ocn.ne.jp/~ka.singo/soudan.htm>)

なお、文中の手帳ページは改訂版の応急危険度判定手帳（緑表紙）を使用していますが、手帳は印刷年度により若干ページが異なります。文中（ ）内のページについては、ウラ表紙に透明ポケットが付いている手帳ページです。

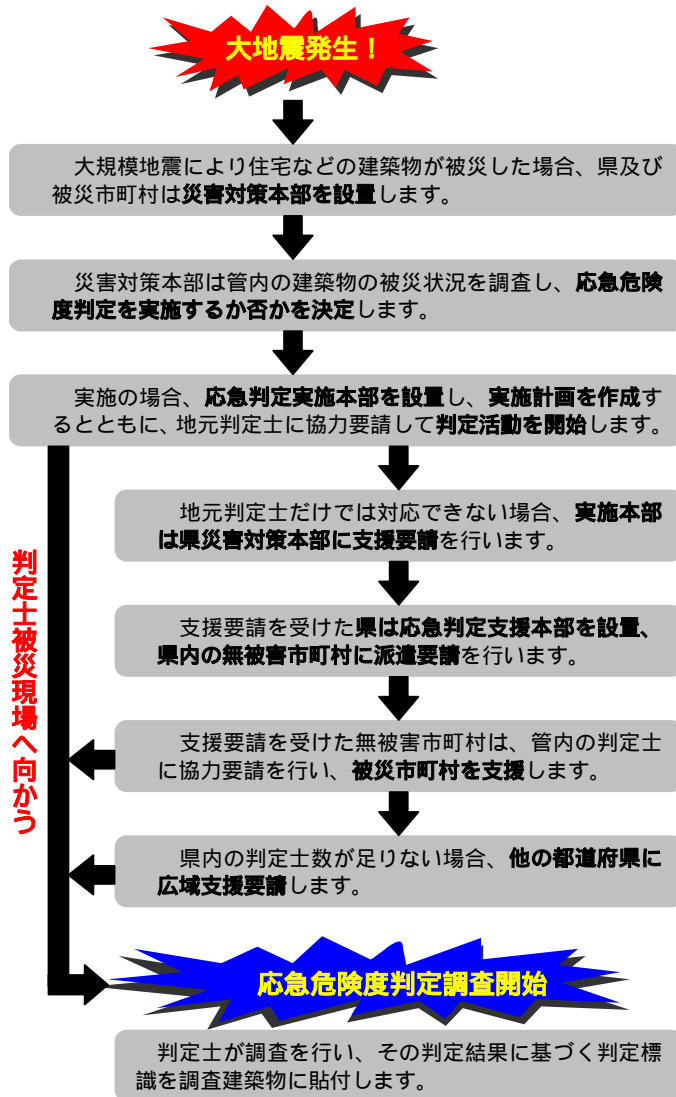


制度編（講習会、訓練、補償等）

Q - 1 「応急危険度判定」はいつ、誰が、行うのか。

A - 1 「応急危険度判定」は地震発生から1～2日後から余震が繰返し発生する2週間くらいの間に、市町村から依頼を受けた「応急危険度判定士」が行います。判定の流れは、次のとおりです。

判定の流れ



判定士被災現場へ向かう

Q - 2 模擬訓練に参加したいが、どのようにしたらよいのか。

A - 2 協議会事務局または、市町村担当課に問い合わせてください。また、協議会のホームページでも模擬訓練の開催予定をお知らせしますのでご覧ください。

Q - 3 民間判定士等補償制度とは具体的にどのようなものなのか。

A - 3 この制度は、所管市町村の要請に基づき判定活動に従事するため、民間判定士等が自宅等を離れ、判定を行い、自宅等に復帰するまでの間、万一の事故が発生した場合に備えて設けているものです。

Q - 4 応急危険度判定手帳をなくした場合はどうすればよいのか。

A - 4 (財)神奈川県建築安全協会にご連絡をお願いします。再発行の手続きが必要です。

Q - 5 県外に引越した場合はどうすればよいのか。

A - 5 転居等により、居住地や勤務地共に神奈川県外となった場合には、転居先の都道府県に登録申請などの事務手続が必要となりますので、事務局にご連絡をお願いします。なお、県により資格要件が異なることがありますのでご了承ください。

Q - 6 用具（リュック、作業着、判定用具、その他）の準備とその内容はどうか。

A - 6 協議会では、有事に備え判定資機材の備蓄を行っていますが、数に限りがあります。また、他県では機材等が備蓄されていない場合もありますので、判定手帳のP21（P24）を参考に、持参できるものがあれば用意してください。



Q - 1 1敷地内に複数棟の建築物がある場合、敷地全体でみるのか、棟別でみるのか。

A - 1 棟別で判定標識を掲示するのがベストですが、母屋の判定標識のコメント欄に物置に対する注意事項を記入し、周知する方法もあります。

地域性が影響してきますので、判定先の市町村の応急判定実施本部の指示に従ってください。

Q - 2 調査表1で一見して危険と判定したら、調査2、3はやらなくてもよいのか。

A - 2 調査表1で一見して危険と判定したら、該当欄に記入し総合判定に進み調査を終了してください。

Q - 3 ハウスメーカー（軽量鉄骨造）は、どれでチェックするのか。

A - 3 S造の調査票を使用し、構造形式をプレハブでチェックしてください。

Q - 4 判定時に危険なものがある場合、それを取り除いてよいのか。

A - 4 判定士の方の安全が第一ですので、危険箇所には立ち入らず、コメント欄にその状況を記載してください。

Q - 5 判定調査時に、被災建築物をデジタルカメラ等で撮影し、再度検討するなり多くの情報を蓄積する必要があるのではないのか。

A - 5 被災地の住民はかなりのショックを受けているので、カメラ等の使用は避け判定調査を優先してください。特別に使用する場合は居住者の承諾を得てください。

Q - 6 アスベストが社会問題となっているが、判定活動時の対応はどうすべきか。

A - 6 昭和63年に吹付けアスベストの粉じん飛散防止対策が謳われて以来、飛散性アスベストの対策は進んでいると思われませんが、非飛散性アスベスト製品が使われた建物はまだかなりの数があると推測されます。破損していない限り飛散性は少ないようですが、判定活動中に疑わしい製品を認めた場合は、判定標識の注記欄に記入して近づかないよう周知すると共に、封じ込め作業を実施すべきか検討するためにも判定実施本部に注意が必要である旨を連絡してください。

また、マスク類は備蓄していませんので、防塵のためにも持参されるようお願いいたします。

Q - 7 調査項目の1、2、3の調査順番を、「1 3 2」としている理由は何か。

A - 7 事前に落下危険物を調査することで、調査中の判定士の安全を確保するためです。

Q - 8 Aランクの場合、内観調査を行うことが望ましいとの説明であったが、居住者の了解を得て実地する必要があるか。その際、内壁にクラック等があった場合は判定ランクを変えるのか。

A - 8 居住者の了解を必ず得てください。不在であれば、外観より判断をしてください。その際、内壁にクラック等があった場合は判定ランクを変更してください。

Q - 9 調査2、及び調査3の大きい方で危険度判定をすることになっているが、調査3の看板、機器類でCランクになった場合、その建物を総合判定で危険とするのは現実的ではないように感じるが、どうか。

A - 9 応急危険度判定は二次災害を防ぐことを目的としているため、落下危険物が見られる場合、建築物に損傷がなくても危険と判定してください。同時に、その状況をコメント欄に記載し、落下危険物に近づかないよう周知をお願いします。

Q - 10 『罹災証明』との違いを聞かれた場合、どのように答えたらよいのか。

A - 10 「応急危険度判定は、あくまで二次災害を防ぐことを目的としており、『罹災証明』とはまったく関係ありません。」と回答してください。

Q - 11 外観目視の調査方法で良いのか。特にS造の柱、梁や部材の損傷状況は内部調査を必要とするのではないのか。

A - 11 応急危険度判定の調査は、原則として建築物の外部から簡単な計測資機材等を使用し、目視により行います。判定調査は、短時間に多くの建築物を応急的に判定し、その結果を居住者に提供することにあります。

S造など部材の判定が、仕上げ材料やサッシ等で隠れて困難な場合があります。その場合は、仕上げ材等の損傷状況で、地震時に受けた力の大きさがある程度判断ができるのではないかと考えられます。



Q - 12 木造家屋の特性を構造(軸組、2×4、パル)別に把握したいが参考になるものはないか。

A - 12 木造の判定調査表では構造種別を考慮して項目を設定していません。構造種別による具体的な特性等については、(財)日本住宅・木材技術センターなどから各種解説書が出版されていますので、参考にしてください。

(注) 応急危険度判定手帳のウラ表紙に、透明ポケットが付いていない手帳をお持ちの判定士の方には、変更届や認定辞退届用紙が添付されていません。各届出用紙が必要な場合は、(財)神奈川県建築安全協会 (TEL 045 - 212 - 3599、FAX 045 - 201 - 2281) までご連絡ください。



県内各地の応急危険度判定訓練

ここでは、協議会が開催した応急危険度判定訓練のほかに、平成18年度に県内各市町村が独自に開催した応急危険度判定訓練について紹介します。

相模原市総合防災訓練

実施日：平成18年9月3日（日）

場所：相模原市弥栄三丁目 淵野辺公園

訓練内容：民間の応急危険度判定士24名が参集し、受付、判定備品・資機材の引渡し後、被災建築物を想定した仮設棟の建築パネルを被災建築物と想定し判定調査を行いました。

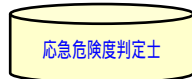


秦野市総合防災訓練

実施日：平成18年8月27日（日）

場所：秦野市柳町二丁目 西中学校

訓練内容：民間の応急危険度判定士14名が参集訓練を行い、行政職員判定士が避難施設の判定調査を行いました。



湯河原町総合防災訓練

実施日：平成18年9月3日（日）

場所：湯河原町中央二丁目 湯河原中学校

訓練内容：民間の応急危険度判定士4名により避難収容施設（体育館、校舎）の判定訓練を行いました。また、体育館等の判定終了後は、2班に分かれ帰宅困難者臨時避難収容施設の判定訓練と希望者に設計図書等による無料の木造建築耐震診断を実施しました。



その他実施状況

厚木市総合防災訓練

実施日：平成18年9月3日(日)
場所：厚木中央公園及び厚木中学校
訓練内容：行政職員判定士による避難所となる
学校建物の応急危険度判定訓練を実施

茅ヶ崎市総合防災訓練

実施日：平成18年8月27日(日)
場所：市立鶴ヶ台中学校
訓練内容：行政職員判定士による避難所となる
体育館や校舎の応急危険度判定訓練
を実施

横須賀市総合防災訓練

実施日：平成18年8月26日(土)
場所：市立追浜中学校
内容：応急危険度判定を紹介するパネルの
展示と説明を実施

平塚市総合防災訓練

実施日：平成18年9月2日(土)
場所：11避難場所及び防災基地
内容：指定避難場所において応急危険度判
定制度の説明を実施

コーディネーター・シナリオ演習の実施

大規模地震発生時に設置される神奈川県及び被災市町村の災害対策本部では、被害状況等を早急に把握し、様々な応急対策を迅速かつ確に実施していく責務があります。

その応急対策の一つとして、「応急危険度判定活動」がありますが、その際に多くの判定士の方の受入れや判定活動が円滑かつ効果的に行えるよう行政職員が「コーディネーター」として判定士の方のサポート役を務めます。

協議会では、この「コーディネーター」の役割を体系的に習得するため、毎年、県及び市町村職員を対象に、大規模地震を想定したシナリオによる図上演習を行い、判定活動実施の際の初動体制等の確立や充実強化を図っています。

今年度は、昨年に引き続き、県内を3地域に分割するとともに、想定地震の対象地をそれぞれ変えて開催し、より現実的な取り組みを行いました。



平成18年10月4日(水)：西湘地域県政総合センター(県西部地域を対象48名出席)
平成18年12月1日(金)：神奈川自治会館(県東部地域を対象50名出席)
平成19年2月7日(水)：相模原市南合同庁舎(県央・県北地域を対象36名出席)

応急危険度判定講習会の実施

協議会では毎年、判定士の方を対象とした講習会を県内各地で開催しています。本年度も「新規登録者・更新者向け」として5回、「更新者向け」として2回の計7回開催し、新規受講者301名、更新等再受講者300名、合計601名の方が受講しました。

平成19年度も同様に計7回の講習会の開催を予定しています。

日程等は協議会ホームページ等でご案内します。ぜひご参加ください。

更新手続きについてのお知らせ

判定士の認定の有効期間は5年ですが、平成12年から認定を辞退される方以外は「自動更新」となりましたので、更新手続きは不要です。

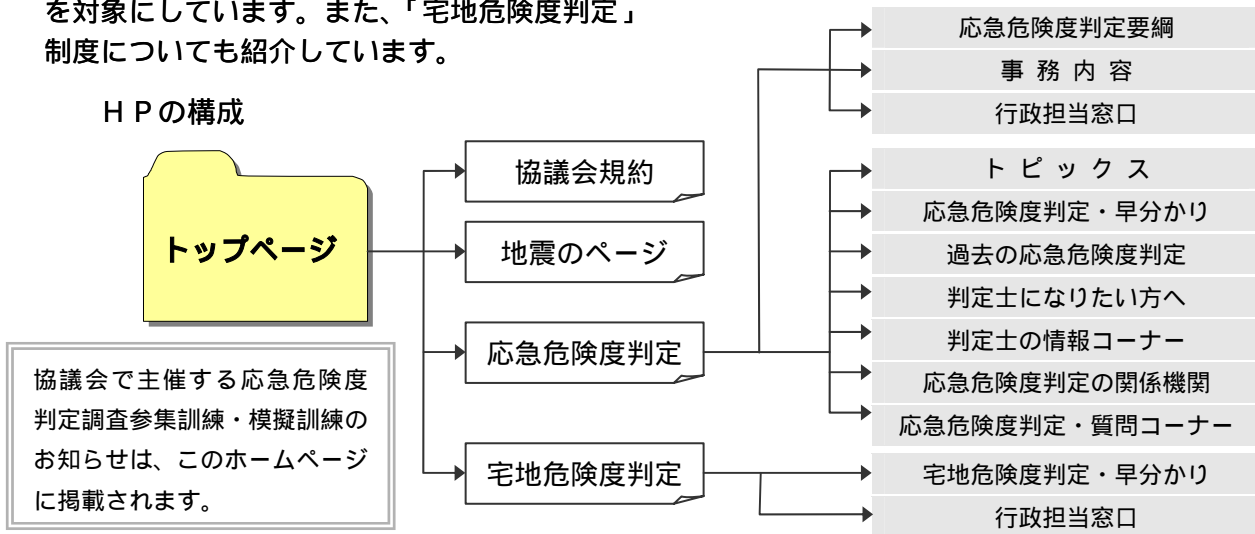
認定の有効期限が到来した判定士の方には、新しい認定証をご自宅にお送りしています。

このため、住所の変更などがある場合は必ず、判定士の登録や更新に関する窓口である(財)神奈川県建築安全協会(TEL 045-212-3599)にご連絡をお願いします。なお、様式等は協議会のホームページからダウンロードできます。

協議会ホームページのご案内

協議会では、判定制度や活動状況等に関する情報の公開と判定士の方とのコミュニケーションを目的にホームページ（HP）を開設しています。このHPは、「一般」・「判定士になりたい人」・「判定士」の方々を対象にしています。また、「宅地危険度判定」制度についても紹介しています。

HPの構成



協議会で主催する応急危険度判定調査参集訓練・模擬訓練のお知らせは、このホームページに掲載されます。

Eメールアドレス登録のお願い

協議会では、判定士の方にEメールアドレスの登録をお願いしています。判定士の方に直接情報提供を行っていくとともに、災害時の協力要請の一つの手段として活用していく予定です。登録の方法については、HPをご覧ください。

居住地・勤務先等に変更が生じた場合のお願い

ご存知のように、神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定要綱第3条（認定等）の規定には、神奈川県内に住ままたは在勤という条件があり、判定士の皆さんは県知事の認定を受けて神奈川県に登録されています。

居住地・勤務地等に変更が生じた場合には次のとおりお願いします。

転居等された場合、変更届の提出をお忘れなく！

居住地や勤務地等に変更が生じた場合には、緊急時の電話等による連絡に支障をきたしますし、この「判定士だより」もお手元に届かなくなることにもなりますので、「変更届」の提出をお願いします。

県外へ転居等された場合、事務局にご一報を！

転居等により、居住地や勤務地共に神奈川県外となった場合には、転居先の都道府県に登録申請などの事務手続きが必要となりますので、事務局にご連絡をお願いします。なお、県により資格要件が異なることがありますのでご了承ください。

判定士だより

VOL - 14 2007

発行日：平成19年3月20日

発行：

神奈川県建築物震後対策推進協議会
（事務局）神奈川県県土整備部建築指導課
〒231 - 8588 横浜市中区日本大通 1
TEL 045 - 210 - 1111（内線6257,6258）

作成・編集：

神奈川県建築物震後対策推進協議会
応急危険度判定部会 広報分科会
財団法人 神奈川県建築安全協会
TEL 045 - 212 - 3599

編集後記

： 昨年、エレベーターの事故などの建築事故があり、新聞等をにぎわせる事件が相変わらず報告されておりました。新潟中越地震から2年経過しましたが、完全復興までにはまだ時間がかかりそうです。こうした状況の中、建築関係の業務に携わっておられる方々にとっては、建築業務に対する社会の信頼低下から、イライラが募る日が続きましたが、応急危険度判定士の皆さんにとっては幸いにして、国内に大きな地震災害もなく、胸をなでおろしておられると思います。建築に関する不祥事が報告される中、応急危険度判定制度は災害時において、社会に貢献できる重要な役割のひとつであります。建築業務の信用回復のためにも、有事の際、課せられた役割をしっかりと果たせるよう、訓練や講習会等に積極的に参加しましょう。
（広報分科会主査市：厚木市）